

令和3年9月17日

第15回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第15回総会議事録

1. 日 時 令和3年9月17日(金) 午後1時30分

2. 会 場 吉井田支所 大会議室

3. 出席委員 16名

4. 出席の委員

1番	小山 正雄	3番	柴山 栄重	5番	加藤 良子
6番	中村 謙一	8番	浪岡 真澄	9番	油井 妙子
10番	渡邊 俊春	11番	大宮 篤司	12番	菅野 善晴
13番	菱沼寿美恵	15番	尾形 寅昭	16番	古関 恵子
19番	渡邊 友一	21番	齋藤 貴裕	23番	穴戸 薫
24番	芳賀 正寿				

5. 出席自粛の委員

2番	佐藤 秀雄	4番	吾妻 良博	7番	野崎 俊幸
14番	渡邊 正芳	17番	関 健一	18番	安田 善喜
20番	黒澤喜久夫	22番	阿部 哲也		

6. 事務局の出席者

事務局 長	高橋 善則		
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	主 事	中野 華子
農地係 長	猪本 由美子	副主査	菅野 貴裕

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 令和4年度農地等利用最適化推進施策についての意見書について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い規模を縮小して行うことから、2番 佐藤秀雄委員、4番 吾妻良博委員、7番 野崎俊幸委員、14番 渡邊正芳委員、17番 関健一委員、18番 安田善喜委員、20番 黒澤喜久夫委員、22番 阿部哲也委員は出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、16名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第15回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

5番：加藤良子委員、15番：尾形寅昭委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の中野主事を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(68件)】

合計68件、令和3年9月17日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転3件、賃借権設定1件、使用貸借権設定5件の計9件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 整理番号1番について、譲渡人は年齢上の問題もあり今後農業をやる意思は全くないということでした。整理番号2番の譲渡人については、60代の方ですが農業をやる意思はないということで、整理番号1番と2番の譲渡人の所有している面積は小さく、また既に農機具を処分していることもあり、使用貸借権設定にするということでした。譲受人は整理番号1番と2番と同じ申請者になります。市外在住者ですが、申請地は譲受人の家から山一つ越えた

場所にあるほか、現在申請地付近で多くの農地を借りて耕作しており、経営規模を拡大して稲作栽培をしていくようになります。区域協議会においては、問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号3番についてですが、申請者は兄弟です。兄弟で相続をしたのですが、弟が兄の相続した農地を所有権移転して所有することになり、弟は経営規模の拡大をするということになります。区域協議会では、問題ないということになりましたので、よろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番から3ページ7番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号4番は、申請者は親子関係でりんごと桃を中心に耕作しており、経営移譲年金の再設定のための申請です。整理番号5番の譲渡人は高齢で施設に入っており、農地の維持管理が難しいということで、譲渡人の娘さんが所有している農地の耕作について周辺農家さんに声かけしているところで、今回はその中の一部の農地の申請です。譲受人については、ぶどうと田を中心に耕作しており、大規模に農業をやられている方で問題ないと思います。整理番号6番ですが、譲受人は整理番号7番、9番も関連してきます。はじめに整理番号6番の譲受人と譲渡人について説明させていただきます。3年前から吾妻パイロットの跡地で進められている太陽光発電事業で、2つの事業者が事業を進めており、今回申請している譲渡人がその1つになります。譲渡人は諸事情により事業を譲渡することになり、新たに譲受人が営農を引き継ぐため今回申請がありました。譲受人は県内の建設会社が運営しており、いちごを32アール作っております。譲渡人が栽培した農作物は牧草とサカキがあり、それを譲受人が全て引き継いで営農する予定です。太陽光発電事業のソーラーシェアの部分ですので、売電事業については別事業者が行う予定です。今回はあくまで営農部分についての審査のため、3条申請については適切な営農が行われるのであれば問題ないということで、区域協議会では意見が一致しました。しかし、そのあとの営農型発電の5条申請については、環境課のガイドラインを厳守していただくこと等、特に慎重に審議していく必要があるというのが区域協議会の見解です。整理番号6番と7番合わせて説明しました。審議のほどよろしくお

願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号8番について、譲受人はネギを作るということで、昨年からネギ栽培専門の法人に指導してもらっています。また、周辺農地に支障がないということで区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号9番についてですが、譲受人については議席番号8番より説明があった通りです。個人から法人への申請で、譲渡人は牧場経営をされています。区域の意見としては、整理番号6番及び7番と同様に事業を承継するというので、許可相当と判断をしております。しかし、先ほども説明のあった通り、営農型発電の5条申請については、市のガイドライン並びに土地改良区等、県との協議も必要になると思いますので、関係する方々と連絡を密に取り合いながら、慎重に審議していく必要があると考えます。ご審議よろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番までの9件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
4ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出についての案件は、申請者より農地の権利の変更をしたいとの事由による取消願出で、市処分案件です。
区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番ですが、今回申請している農地の一部が北福島区域にあり、あとは飯坂区域にあります。願出者は親子関係であり、生前贈与で申請していたものを取消するものです。区域協議会では問題なしということになりましたので、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号2番について、譲渡人はそもそも土地を無償で贈与したいという希望があったのですが、書類の手違いで有償になってしまいました。そのため、取消して改めて贈与という形で申請し直す段取りになっています。区域協議会としては問題ないと判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計6件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

農地係長 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番について、申請者は親子関係であり、集落接続事業によって息子さんが自宅と続いている畑に分家住宅を建築したいということです。区域協議会では問題なしとなりました。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号5番、整理番号2番から4番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号2番については、転用計画の納骨堂の建築許可が通らないために許可を取消し、今回改めて申請がありました。整理番号3番については、譲受人が空き家を購入したところ、進入路が狭いということで進入路の幅を広くするため申請です。整理番号4番の申請人は親戚関係にあり、譲受人が息子と同居するために農家住宅を建築するということの申請です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号6番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号5番は、譲受人が住宅兼工場を建てるということで、周辺農地には影響も少なく、区域協議会では問題ないと判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号7番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号6番について、譲受人は中古自動車のオークションをされており、現在使用している場所が手狭になったということです。追認案件ですが、道路を挟んでいるため営農には支障がない場所ということで区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

いて、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号3番、整理番号1番から8ページ10番までの10件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号1番から10番についてですが、現地は区域担当委員と事務局の4人で確認してきました。前回、前々回の総会にも出てきた案件の続きです。吾妻パイロットの跡地で進められている太陽光発電事業の太陽光発電を設備できない道路脇や傾斜等が山林になっている場所の申請で、願出の通り山林化していることを確認できました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号11番及び12番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号11番及び12番ですが、進入路はなくそれぞれ50年、30年ほど前から耕作していないということで、雑木が生い茂っており山林化していることを確認してきました。区域協議会では問題なしと判断しましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から12番までの12件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

次長 10ページをご覧ください。議案第5号 令和4年度農地等利用最適化推進施策についての意見書についてでございますが、これまでの経過についてご説明させていただきます。5月の区域協議会で各委員の皆様に、昨年度の意見書を基に、変更・修正・追加・削除・新規の意見項目についてご検討いただき、6月の区域協議会でそれぞれご提出をいただきました。各区域協議会会長さんにご意見を取りまとめていただいた後、事務局で原案を作成しました。

8月の議案発送時に、全委員にその意見書（案）をお送りし、8月の各区域協議会で最終検討をいただいたところです。そして、去る8月31日に油井委員長を座長に農政対策小委員会を開催し、取りまとめた最終案を9月の各区域協議会でご審議いただきました。今回の総会でご承認後、10月5日（火曜日）に市長に対して意見書を提出いたします。それでは、内容について、大項目の紹介をさせていただきます。（項目ごとの見出しを読み上げる）以上でございます。次に、意見書の取りまとめにあたっての考え方などについて、委員長よりお話を頂ければと思います。

委員長（9番）

ただいま説明がありましたが、8月31日に会長、職務代理に出席いただいて農政対策小委員会を開催し、意見書の最終案について取りまとめをいたしました。農業委員会は、農地利用最適化推進施策について具体的な意見を提出しなければなりません。昨年度の意見書を基に皆さんからご意見をいただき、各区域協議会でも討議し、その上で事務局を中心として昨年度の意見書について見直し、整備をいたしました。そこで今年度は農業委員会の最重要課題でもある農地利用の集積、遊休農地の解消、新規就農の促進を大きな項目に取り上げました。また、SDGsの考え方を活用し、新たに大項目に設定をいたしました。内容は1農地利用の集積、2遊休農地の解消、3新規就農の促進はもちろんですが、持続可能な農業経営のために剪定枝等の循環型社会の実現について、農産物被害対策では凍霜害対策について、農業振興対策では大規模太陽光発電事業の適正管理について、より深い話し合いが行われた意見書になったと思います。昨年度の意見書からは、5項目について予算化されました。今年度もこの意見、要望が一つでも多く反映するよう、10月5日に意見書として市長へ提出いたしますので、審議のほどよろしく願います。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長

異議なしと認め、議案第5号 令和4年度農地等利用最適化推進施策についての意見書について、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局より願います。

農地係長

報告は、議案書14ページ報告第1号から23ページ報告第7号になります。議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長

これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理より願います。

会長職務代理

（会長職務代理より閉会の言葉）

慎重審議ありがとうございました。

これで、第15回総会を終了いたします。

（午後2時15分）

令和3年9月17日

これは、福島市農業委員会第15回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 5番 _____

議事録署名人 15番 _____